

國民健康保険

医療保険制度は病気やけがをした場合にみんなで助け合うための制度です。国民は、原則、いずれかの公的医療保険制度に加入しないなければなりません（国民皆保険制度）。

国民健康保険も国民皆保険制度を担う医療保険制度の一つです。
問保険年金課☎⑨5083、総合支所市民福祉課

安心



国民皆保険制度

健康保険
(会社員)

共済組合
(公務員など)

国民健康保険
(自営業、農業、漁業、
会社を退職した人など)

船員保険
(船員)

国保組合

後期高齢者医療制度

※ 75歳の誕生日から対象となります。加入手続きは不要です。

国民健康保険で受けられる主な給付

病気やけがをしたら

保険証を提示すれば病院の窓口で医療費の一部（1割～3割）を支払うだけで診療を受けることができます。医療費の自己負担は年齢や所得によって違います。

岩国市の給付の費用は、
およそ130億円です

限度額適用認定証

医療費が高額になりそうなとき、限度額適用認定証を事前に病院へ提示すると、支払額が限度額まで済みます。

申請が必要です。

1ヶ月に支払った医療費が高額に

1ヶ月に支払った医療費が高額となった場合、限度額を超えた部分を支給します。
申請が必要です。

子どもが生まれたら

被保険者が出産したときには、出産育児一時金39万円（産科医療補償制度に加入した病院での分娩の場合、42万円）が支給されます。

差額支給については、申請が必要です。

コルセットの購入費など

医師が治療上必要と認めたコルセットの購入費など保険で認められた部分について、後で支給します（いったん、全額自己負担）。申請が必要です。

その他

特定健康診査（国保いきいき健診）、特定保健指導、健康診査など各種保健事業を実施しています。

交通事故に遭って治療を受けられるときは、示談の前に必ず届け出が必要となりますので、注意してください。

保険給付の対象とならない「はり・きゅう」の施術費を助成します。申請が必要です。

被保険者が亡くなったら

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

申請が必要です。

問保険年金課☎⑨5083、総合支所市民福祉課

保険料

平成25年度

平成25年度国民健康保険料＝医療分＋支援分＋介護分

	対象	所得割率 (個人単位)	均等割額 (個人単位)	平等割額 (世帯単位)	最高限度額 (世帯単位)
医療分	全員	9.0%	25,920円	24,480円	51万円
支援分	全員	2.1%	6,120円	5,760円	14万円
介護分	40歳～ 64歳	2.3%	7,680円	5,160円	12万円

※支援分は後期高齢者医療制度を支える分です。

所得割額 = (平成24年中の総所得金額 - 基礎控除33万円) × 所得割率

※総所得金額は土地の譲渡所得(特別控除後)や株式の譲渡所得などを含む。

均等割 = 1人当たりの額(均等割額) × 国民健康保険に加入している人数

平等割 = 1世帯当たりの額

問
保険年金課
☎ 5084、総合支所市民福祉課
重要な財源です。

国民健康保険料



保険料は世帯全員の保険料を 世帯主が納めます

保険料は住民票の世帯単位で、世帯内の国民健康保険に加入している人の医療分+支援分+介護分の合計した額を世帯主が納めます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、保険料を納める義務は世帯主にあります。

保険料は6月中旬に通知します

平成25年度の保険料の金額や納付方法は、6月中旬に世帯主へお知らせします。

今年度中に75歳になる人は

あらかじめ75歳になる月の前月までの国民健康保険料を算出したもので納入通知書を送付します。75歳になった翌月以降は、国民健康保険料はかかりませんが、別に後期高齢者医療制度に基づく保険料が掛かります。

所得の申告は忘れずに

所得の申告がないなどにより前年の所得が確定しない場合、正確な国民健康保険料が計算できません。保険料の軽減に関係する場合があります。忘れずに申告しましょう。

世帯主の年金からの保険料の天引き

世帯主が国民健康保険に加入し、その世帯の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は原則、世帯主の年金から国民健康保険料が天引きされます。

65歳になった年度や転入された年度は、年金からの天引きは手続き上できません。

75歳になる年度は、年金からの天引きを中止し、納付書または口座振替で納めていただきます。

失業等給付を受ける人は

倒産、解雇などにより会社などを離職し失業等給付を受ける人は、申請すると保険料が軽減される場合があります。